

木更津市住生活基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 木更津市の住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくにあたり、専門的かつ幅広い分野からの意見を反映させ木更津市住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、木更津市住生活基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 木更津市の住宅政策課題に関すること。
- (2) 計画の基本となる方針、目標に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関から推薦された者
- (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画が公表される日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会は必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができ

る。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、都市整備部住宅課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。